

【一週間の就労状況（自営業申告書添付用）】

- ・スケジュールが固定でない方は、直近の1週間のスケジュールを記入してください（スケジュールが確認できるものがある場合、そちらの添付でも可。）
- ・繁忙期のある場合は別途スケジュールの分かるものをご提出ください。

	月	火	水	木	金	土	日
勤務場所							
6:00							
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
21:00							

【その他添付書類】

原則、Ⅰグループと、Ⅱグループの中から、それぞれ一枚ずつ、写しを添付してください。
 但し、農業及び酪農業において、Ⅰグループに定める書類に該当がない場合は、Ⅱグループの中から二枚、写しを添付してください。また、添付したものに、チェックをつけてください。

事業等の運営を確認できる書類	
Ⅰ	<input type="checkbox"/> 税務署に提出する個人事業の開業届 <input type="checkbox"/> 営業許可書 <input type="checkbox"/> 事務所やお店の賃貸契約書 <input type="checkbox"/> 事業所やお店を開業していることがわかる、パンフレット・チラシ・ホームページ
継続して働いていることがわかる書類 （直近1箇月分を提出してください。なお、復職予定で申し込む方は、産休前の1箇月分を提出してください。）	
Ⅱ	自営中心者
	家族従事者
	<input type="checkbox"/> 事業所等に要する公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 給与明細書・報酬の記録（振り込まれた通帳等） <input type="checkbox"/> 営業上必要な材料等の仕入れ伝票 <input type="checkbox"/> 貸金台帳 <input type="checkbox"/> 商品等販売代金の請求書、領収書 <input type="checkbox"/> 出勤記録（タイムカード等） <input type="checkbox"/> 給与明細書・報酬の記録（振り込まれた通帳等） <input type="checkbox"/> 貸金台帳（雇用者等） <input type="checkbox"/> 出勤記録（タイムカード等）

- ・内定の場合は、勤務後ただちに勤務の自営業届と自営を証明する書類（Ⅰ、Ⅱ）をご提出ください。
- ・ご提出がない場合は、客観的な勤務がないとみなし、就労とみなせません。
- ・無収入の場合は就労とみなせない場合があります。
- ・**申込み内容が実際と異なる場合、入所決定取消または保育実施解除となる場合があります。**